※ 下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります。 ※原本の提出が必要な場合は別途郵送が必要です。

		に関 変更			事業所に関する変更 運営規程										休止	再開	廃止
変更があった事項	開設者の名称・所在地・代表者	開設者の電話番号・FAX番号	メールアドレス施設の電話番号・FAX番号・	管理者の承認	管理者に関する変更	介護支援専門員の変更	該併設する施設	の利用計画施	力医療機関の変	施設の名称	利用料の変更	施設の所在地	入所定員・療養室定員の変更	従業員の変更	休止	休止から再開	事業の廃止
変更届出書(様式第1号(4))※以下「変更届」	0	0	0		<u>☆1</u>	☆1	0	☆2	0	0	☆2	☆2	☆2		☆2 ☆3	☆2	☆2 ☆3
開設許可事項変更申請書(様式第1号(8))					注1	Δ		_	注2 〇				注3	0			-
※以下「変更申請書」☆4					-	注4	_	0	注2		-		注3	注5	<u> </u>	—	
付表(付表第1号(16))			0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	<u> </u>
管理者承認申請書(様式第1号(9)) ☆4				〇 注1												<u> </u>	
介護老人保健施設管理者承認書の写					0									_	_		<u> </u>
法人の登記事項証明書 ※3ヶ月以内に発行された原本	0													<u> </u>	<u> </u>		
誓約書(参考様式8-1-1(別紙③含む)、8-1-2)	〇 注6																
代表者情報(参考様式61)	Δ																
事業所一覧(参考様式62)	0	0														<u> </u>	
運営規程の新旧対照表(参考様式63)	Δ				Δ	Δ			Δ	0	0	0	0	Δ			
運営規程	Δ				Δ	Δ			Δ	0	0	0	0	Δ			
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (参考様式1-19) 【4週間分】 ※他事業所に兼務の場合は、兼務先のものも併せて提出 資格証の写、※婚姻等により姓が異なる場合は戸籍抄本等(3ヶ月)				0	O 注7	〇 注7							0	O 注5		0	
以内に発行された原本)の確認ができる書類を添付のこと 介護支援専門員一覧(参考様式3)						0											
・管理者に就任することの本人承認書の写(任意形式) ・管理者選任に係る法人理事会等議事録の写				0												 	
協力医療機関に関する届出書(参考様式57)									0								
協定書・連携契約書の写 ※診療科目がわかるものも添付									0								
利用料金の設定(参考様式81) ※利用料の積算がわかる任意様式でも可 事業所の平面図(参考様式4) ※専用区画変更の場合は変更前も 添付							0	0			0		0				
主要な場所の写真(参考様式32)							0	0					0				
事業所の部屋別施設(参考様式51) 設備・備品等一覧表(参考様式5)							0	О Д					0				
土地・建物の所有関係がわかるもの:賃貸借契約書、法人所有の 場合は不動産の登記事項証明書(3ヶ月以内に発行された原本)、 固定資産税納付通知書の写等								〇 注8									
建築基準法及び消防法上の検査済証の写								〇 注8									
廃止・休止届出書(様式第1号(5))															〇 注9	<u> </u>	0
・休止及び廃止における誓約書(参考様式71)・利用者の引継状況がわかる書類(任意様式)・事業再開に向けての取組状況を記載した書類(任意様式)・職員の募集広告等															〇 注9		
再開届出書(様式第1号(6))																0	
・休止及び廃止における誓約書(参考様式71)・利用者の引継状況がわかる書類(任意様式)・指定(更新)通知書の原本																	0
業務管理体制にかかる届出 ※名古屋市に届出している事業者のみ	〇 注10	〇 注10															△ 注10

- ☆1) 兼務関係の変更であって運営規程の変更がない場合は、変更の届出は必要ありません。
- ☆2) 事前相談が必要です。
- ☆3) 休止届・廃止届の締め切りは休止・廃止日の1ヶ月前です。
- 「開設許可事項変更許可申請書(様式第1号(8))」及び「管理者承認申請書(様式第1号(9))」は許可申請のため、事前提出が必要です。 **☆**4)
- 注1) 管理者を変更する場合は、住所、氏名(婚姻等による)及び兼務関係の変更を除き、あらかじめ承認を受けた後、変更届を提出してください。
- 注2) 協力医療機関を変更する場合は変更申請書を、協力医療機関との契約内容を変更する場合は変更届を提出してください。
- 注3) 定員増の場合は変更申請書を、定員減の場合は変更届を提出してください。
- 注4) 運営規程において、介護支援専門員の員数が変更になる場合は変更申請書の提出も必要です。
- 注5) 従業員の変更は特例措置があります。詳しくは、NAGOYAかいごネットをご覧ください。
- 注6) 住所、氏名(婚姻等による)及び兼務関係の変更のみの場合は、誓約書及び別紙を添付する必要はありません。
- 注7) 住所及び氏名(婚姻等による)の変更の場合は、添付する必要はありません。
- 注8) 軽微なレイアウト変更等においては添付不要な場合もありますので、事前相談時にご相談ください。
- 休止届は、やむを得ず人員基準等を満たさなくなってしまったが、法人として事業継続の意思がある場合に行う届出(最長6ヶ月)であり、 状況によっては休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。 注9)
- 注10)業務管理体制の届出については、NAGOYAかいごネットの「業務管理体制について」をご覧ください。

※ 下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります。

※ 原本の提出が必要な場合は別途郵送が必要です。

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

加算を取る場合に必要となる書類(加算を取り下げる場合は不要) ●印は、 人員配 加算 ☆5 置区分 その 栄療認認 高生齢産 基 職身安 業|栄|室|夜 褥 排 自 へ養マネジ. 本型・ 設区 2齢者虐 (養ケア ハビリ 学的 常者施 体拘 듚 養 知 知 立支 全 間 員 全 務 料勤 知知 宅 1 瘡マネジ せ 体 相当 症ケア ビス提 他 管 継続 膱 症短 性 復 食 症 症チ 対 性 펄 認 加 策 茵 制 援 帰 在宅強化型 Ø 計 額 ĺν 菛 ĺ 促 設 知 変更 メント 進加 算 防 画 マネジメント 減 集 加 症 在 ケア メン ムケア 供 止未実施 ŕ よる減算 未 加 ф 進 進 止 未 質 算 入所者受 宅 書 筲 חל 感 体 מל 措置未実 \vdash 加 情加 体 実 実 算 IJ 療 算 算 染 体 制 ヘユニッ が推進加算 施 ハビリテー 認 養支 強 制 施 筫 が 制 筫 強 変更があった事項 減 知 血 減 減 化 算 加 策 'nО 化 2.症専門 入加 算 算 算 向 加 ħΠ 施 状 未 機 算 型 況 減算 実 筫 能 加 一棟に ショ 施減 ħΠ 算 I の 算 ン 限 変更等 実 IIる 施 Π 加 筫 提出書類 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 00 \bigcirc \bigcirc \circ (加算参考様式1-1) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (加算参考様式2-1) 000 0 0 0 0 0 ※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載のこと 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (参考様式1-19)【4週間分】 ※他事業 兼務の場合は、兼務先のものも併せて提出 ※他事業所に 0 \bigcirc 資格証の写 ※婚姻等により姓が異なる場合は戸籍抄本等(3ヶ月以内に発行された原本)の確認 ができる書類を添付のこと 事業所の平面図(参考様式4) ※専用区画変更の場合は変更前も添付 入所(入院)人数確認表(加算参考様式76) 注11 基本型・在宅強化型の基本施設サービス費及び在 宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出書 (加算参考様式64-1-2) 身体的拘束等の適正化のための指針 事故発生防止のための指針 虐待防止のための指針 • 感染症及び非常災害の業務継続計画 栄養マネジメントに関する届出書 (加算参考様式72) ・認知症専門ケア加算に係る届出書 (加算参考様式9-2) 研修修了証等の写 • 研修 • 会議に対する事業所の取り組み方針 認知症チームケア推進加算に係る届出書 (加算参考様式80) 褥瘡マネジメントに関する届出書 (加算参考様式48) ・安全対策に係る外部研修の受講が分かるもの ・安全管理に係る組織体制図 • 高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書 (加算参考様式81) ・生産性向上推進体制加算に係る届出書 (加算参考様式25) ・調査結果のデータ (加算参考様式25-2) Iのみ) ・委員会の議事概要 -ビス提供体制強化加算に関する届出書 (加算参考様式10-6) 注12

☆5) 介護職員処遇改善加算の届出については、NAGOYAかいごネットの「介護職員処遇改善加算について(介護職員処遇改善実績報告について)」をご覧ください

注11) 「夜間勤務等看護加算」の場合は、添付する必要はありません。

注12) 作成に当たっては、NAGOYAかいごネットの「サービス提供体制強化加算および特定事業所加算における職員配置割合計算等の取り扱いについて」をご確認ください。